

地域の支え合い活動を始めたい

地域で行っている活動を

残していきたい

# 令和8年度とつかハートプラン補助金

申請受付中

～地域の取組を応援します～

## スタートアップ

- 新しく地域で取組を始めたい
- 活動が定着するまでの資金が欲しい ※活動開始から3年目まで

例えば

みんなが集まる地域食堂、カフェを始めたい

食材費、調理用具の購入経費など



地域みんなでスポーツをする機会を増やしたい

CDプレイヤー、用具の購入経費など



## 活動継続応援

- 大切な地域活動を続けたい
- 活動をパワーアップしたい ※活動の強化や継続を目的としたもの

例えば

活動者のスキルアップをしたい

勉強会、研修会の開催経費など



広報をして、活動の仲間づくりをしたい

ウェブページの作成、広報紙への掲載経費など

【申込期間】4月1日～9月30日 ※予算上限に達し次第終了

【申請方法】事前相談のうえ、申請書類一式を郵送、または直接区役所事業企画担当(6階61番窓口)へ



詳しくはこちら

こんな活動をしようと思っ  
ているけど対象になるの？

もっと活動を広げたい

お気軽に  
ご相談ください

区役所事業企画担当 (Tel) 866-8424 (Fax) 865-3963 (E-mail) to-tihukuho@city.yokohama.lg.jp

## 移動図書館

# 「はまかぜ号」

～約3000冊の本を載せて～

※荒天時・熱中症警戒アラート発表日は巡回を中止します

図書館から離れた地域を中心に定期的に巡回しています。本の貸出、返却、予約のほか、図書館カードの作成もできます。

## 令和8年度巡回スケジュール

品濃谷宿公園  
隔週金曜 14時40分～15時40分  
所 品濃町565

令和8年	4月	3日	17日		
	5月	1日	15日	29日	
	6月	12日	26日		
	7月	10日	24日		
	8月	7日	21日		
	9月	4日	18日		
	10月	2日	16日	30日	
	11月	13日	27日		
	12月	11日	25日		
	令和9年	1月	15日	29日	
		2月	12日	26日	
		3月	12日	26日	

名瀬下第三公園  
隔週火曜 14時5分～15時  
所 名瀬町762

ドリームハイツ第一公園  
隔週火曜 10時～10時50分  
所 俣野町1403-64

令和8年	4月	14日	28日		
	5月	12日	26日		
	6月	9日	30日		
	7月	14日	28日		
	8月	11日	25日		
	9月	8日	22日		
	10月	6日	20日		
	11月	3日	17日		
	12月	1日	15日		
	令和9年	1月	5日	19日	
		2月	2日	16日	
		3月	2日	16日	30日



子ども向けの絵本もたくさん！  
座って読んでも♪



▲はまかぜ号公式X



▲市WEB

中央図書館サービス課 (Tel) 262-0050 (Fax) 231-8299

4月から「青切符」導入！

# 自転車の違反も反則金の対象になりました

～「自転車の交通ルール」あなたは守れていますか？～

4月から、自転車による交通違反にも交通反則通告制度(青切符)が導入され、反則金の対象になりました。改めて自転車の交通ルールを確認しておきましょう！



▲神奈川県警WEB

たとえば…こんな違反が反則金の対象になります(取締りの対象は16歳以上)

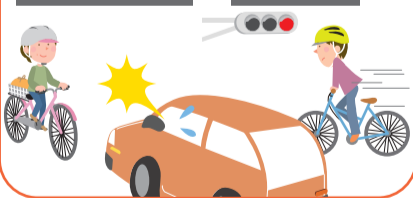
反則金12,000円

携帯電話の使用



反則金6,000円

車道の右側通行 信号無視



反則金5,000円

イヤホンの使用 無灯火 一時不停止



反則金3,000円

並走 二人乗り



他の自転車と横に並んで走るとはできません

「自転車交通ルールのきほん」

自転車に乗るときの基本的なルールを確認しよう！



▲市WEB

ヘルメットも忘れずにね！



自転車も車両です。信号と標識を守らなければなりません



信号



一方通行



一時停止



進入禁止

この場合自転車は通行可



車道通行が原則です

■「車と同じ向き」で「車道の左側」を通行します



■子どもを乗せているときも原則車道通行です！

乗せる子どもは未就学児まで



前でだっこは×

歩道通行が認められるケース

■「普通自転車等及び歩行者等専用」の標識がある区間



■13歳未満の子どものと70歳以上の高齢者などが運転する場合

区役所地域活動係 (Tel) 866-8413 (Fax) 864-1933